

平成28年第4回潟上市議会定例会会議録（3日目）

○開 会 平成28年12月9日 午前10:00

○散 会 午後 0:03

○出席議員（19名）

1 番 鑑 仁 志	2 番 堀 井 克 見	3 番 佐々木 嘉 一
4 番 小 林 悟	5 番 澤 井 昭二郎	6 番 藤 原 幸 雄
8 番 藤 原 典 男	9 番 西 村 武	10 番 千 田 正 英
11 番 戸 田 俊 樹	12 番 菅 原 理恵子	13 番 中 川 光 博
14 番 佐 藤 義 久	15 番 児 玉 春 雄	16 番 大 谷 貞 廣
17 番 伊 藤 正 吉	18 番 菅 原 久 和	19 番 鈴 木 斌次郎
20 番 伊 藤 榮 悦		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 栗 山 隆 昌
市民福祉部長 藤 原 久 基	福祉事務所長 伊 藤 巧
産業建設部長 菅 原 靖 仁	水道局長 村 山 久 尚
教 育 部 長 菅 原 剛	農業委員会事務局長 佐々木 雅 輝
総 務 課 長 米 谷 裕 二	企画政策課長 千 葉 秀 樹
財 政 課 長 伊 藤 貢	市 民 課 長 門 間 正 博
社会福祉課長 筒 井 弥 生	健康推進課長 嗟 峨 司 子
教育総務課長 渋 谷 一 春	学校教育課長 高 桑 博 幸
文化スポーツ課長 櫻 庭 仁	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴 木 整	議会事務局次長 伊 藤 国 栄
--------------	-----------------



平成28年第4回潟上市議会定例会日程表（第3号）

平成28年12月9日（3日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問



午前10時00分 開会

○議長（伊藤榮悦） おはようございます。傍聴者の皆さん、朝早くからご苦勞様です。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（伊藤榮悦） 日程第1、一般質問を行います。

本日の発言の順序は、14番佐藤義久議員、17番伊藤正吉議員、12番菅原理恵子議員の順に行います。

14番佐藤義久議員の発言を許します。14番。

○14番（佐藤義久） おはようございます。14番の佐藤義久であります。

傍聴の皆様には大変ご苦勞様です。小生、9月議会にはわだかまりがあり、このたびの一般質問を決めました。通告順に従い、公有財産管理についてご質問致します。明確なるご答弁をお願いして、1項目め、旧天王庁舎跡地の利用についてであります。

①の10月21日に行った議会報告会の資料では、旧天王庁舎跡地については社会福祉法人敬仁会と平成28年度末までの賃貸契約を結び、敬仁会では現在、地域密着型介護老人福祉施設を整備中です。これにより特別養護老人ホーム等の入所待機者の解消につながるものと期待されています。との資料に沿って報告をしておりました。

また、社会福祉大会では、藤原理事長の講演の中で施設の説明がありましたが、3つの土地の利用とどのような内容で賃貸契約されたのか、今後の契約更新をどのように考えておられるか、公有財産の管理についての観点から詳しくお聞かせいただきたいのであります。

②については、契約内容の内訳をお伺い致しますものですが、財産規則第20条の4の規定により賃貸契約書を交わされておられると考えます。

①借受人の住所氏名。

②財産の明細、地番・筆数・面積・合計総面積について。

③借受け目的。

④貸付けの期間。

⑤貸付料の額。1平米当たりの単価・合計金額。

⑥貸付料の納入方法・納入期限。

⑦貸付条件。

⑧契約の解除に関する事項。

⑨その他必要と認める事項と、潟上市財産規則第21条の貸付担保と保証人についてご答弁をお願い致します。

次に、2の寄贈品などの取り扱いについて。

①中村征夫氏のクジラの写真とか、特に公有財産の不動産に対するお考えの中で、樹木（立木）などの取り扱いについて、このたびの建設業協会の寄贈の「共生」モニュメントなどや県寄贈のクロマツは、財産として当然管理すべき財産と考えるところであり、副市長におかれては、特に飯田川の松は財産でない、公有行政財産地内にある立木などを財産としていない、その理由をお聞かせください。

さらに、②県は自然発生の樹木でも5年で台帳に載せるようですし、参考までに他市秋田市の場合はマニュアルがありまして、高さ120センチの位置で径10センチ以上のもの、または5,000円以上のものは財産として登録しているようです。万が一にも旧町が登録していなかったとしても、潟上市になった時点で調査して登録すべきではなかったかと考えるところであり、当市ではマニュアルはないでしょうか。この点について。

③潟上市財産規則第30条では、総務部長は行政財産及び普通財産の分類に従い、公有財産分類台帳（様式16号）を備えて記録し、常に公有財産の状況を明らかにしておかなければならないとしております。この点についてはいかがですか。

また、④ですが、潟上市財産規則第31条では、財産管理者総務部長は、その所管に属する公有財産につき公有財産台帳副本（様式16号）を備えて記録し、異動の状況を明らかにしておかなければならないと記されています。県寄贈のクロマツ及び潟上市建設業協会の寄贈モニュメント「共生」の台帳価格は幾らと記帳されておりますか、お尋ね致します。

また、⑤クロマツは県の市町村課の贈答品と常任委員会で説明がありましたから、県庁で市町村課の課長さんとお会い致しましてお尋ねしてきましたが、当課ではないとのこと9月29日に確認してきております。秘書課ではどのお話でありました。さらに委員会では合併10周年記念にお答えいただいておりますが、標柱には潟上市新庁舎記念樹・寄贈秋田県と平成27年4月29日と記してあります。県は工事完成写真で支払いしているようでありまして、庁舎建設に伴う記念品であることを確認してきております。この点について。

さらに、⑥9月の議会の総務委員会では、県寄贈のクロマツの所在が判明しておりませんが、どのような措置をされたのでしょうか。

以上6点について答弁をいただきます。

ご答弁は簡潔にお願いし、壇上からの質問を終わります。

○議長（伊藤榮悦） 当局より答弁を求めます。栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 14番佐藤義久議員の一般質問の1つ目「旧天王庁舎跡地の利活用について」お答え致します。

旧天王庁舎跡地につきましては、社会福祉法人敬仁会と平成28年度末までの賃貸借契約を締結しておりますが、契約内容及び今後の契約更新の考え方についてお答え致します。

借受人の住所及び氏名は、潟上市天王字鶴沼台43番地226、社会福祉法人敬仁会、理事長、三浦亮であります。

財産の明細は、潟上市天王字上江川47番100、地目、宅地、面積、1,869.86平米。

潟上市天王字上江川47番103、地目、宅地、面積、608.29平米。

潟上市天王字上江川212番2、地目、宅地、面積、2,104.72平米。

面積の合計は4,582.87平米であります。

目的は、地域密着型介護老人福祉施設等敷地及び駐車場であります。

貸付けの期間は、平成28年5月26日から平成29年3月31日であります。

貸付金額の1平方メートル当たりの単価は、47番100が9,847円、47番103が9,292円、212番2が8,372円で、契約期間内の貸付金額の合計は88万5,321円であります。

貸付金額の納入方法は、市が発行する納入通知書により、平成28年6月30日まで納付することとし、6月30日同日付で納付いただいております。

貸付けの条件は、貸付物件の目的どおりの使用、維持保全、修繕経費の負担、使用权の譲渡、転借の禁止などであります。

契約の解除に関する事項は、契約書に定める義務を履行しない場合及び他の地方公共団体等が公用等の用に供するため貸付物件を必要とする場合であります。

その他の事項としては、原状回復義務や損害賠償等を規定しております。

潟上市財産規則第21条の貸付担保提供や保証人を立てる規定につきましては、法人の社会的信用度から担保を要しないと判断し、担保提供等を受けておりません。

今後の契約更新の考え方についてであります。敬仁会側からは払い下げの要望があ

り、平成28年度中には譲渡する方向で協議を進めているところであります。

続きまして、2つ目「寄贈品などの取り扱いについて」お答え致します。

ご質問の1点目、公有財産地内にある立木などを財産としていない理由についてお答え致します。

樹木に関する民法上の取り扱いについては3つありまして、その1つ目は、立木法による登記を行った樹木は独立の不動産とされます。また2つ目は、仮植中以外の個々の樹木は土地の定着物とされ、原則として土地の従物、従うものとなっております。3つ目は、仮植中の樹木は動産となります。

このたびのクロマツについては、2つ目の土地の定着物とされるため公有財産ではありますが土地の従物であり、公有財産台帳には現在潟上市としては登録しておりません。今後、公有財産内にある樹木をどこまで、ご質問にありましたが、どこまで台帳管理していくかについては今後検討してまいりたいと思います。

ご質問の2点目、財産マニュアルの有無についてであります。1点目でお答えしましたように、公有財産内にある樹木については台帳管理しておりませんので、現在マニュアルは作成しておりません。樹木の財産管理方法の見直しに当たっては、管理マニュアルの作成もあわせて検討してまいりたいと思います。

ご質問の3点目、公有財産台帳の備え及び記録についてであります。財産の管理につきましては、財産管理者である各担当課において適正に管理しておりますが、財産台帳につきましては旧町から引き継いだ台帳となっており、今後整備を進めてまいる必要があるということでございます。

ご質問の4点目、県寄贈のクロマツ及び潟上市建設産業協会寄贈モニュメント「共生」の台帳価格であります。クロマツについては質問の1点目でお答えしましたとおり、公有財産台帳には登載しておりません。それからモニュメント「共生」につきましては、美術工芸品であるため物品台帳に登載しており、寄贈されたものでありますので価格は記載しておりません。

ご質問の5点目、寄贈の手続きは県市町村課なのか秘書課なのか、また合併10周年記念に対する寄贈かという点であります。当初クロマツの寄贈については相談があったのは市町村課からであり、実際の寄附の手続きに関しては秘書課が窓口となっております。ちなみに、県から寄贈いただいたのは植栽工事一式の費用でありまして、クロマツそのものをピンポイントで県で選んでこちらに寄贈いただいたということではありません。

なお、寄贈理由につきましては、新庁舎建設工事竣工記念として寄贈されたものであり、平成27年4月29日に開催された市制施行10周年記念式典及び新庁舎建設工事竣工式の際に目録の贈呈があったものであります。

ご質問の6点目、県寄贈のクロマツの所在についてであります。植栽を行った造園業者が引き取り、業者の管理地に保管しておりましたが、その後、枯れたため処分しております。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 14番、再質問ありますか。14番。

○14番（佐藤義久） 1点目ですが、特にないわけですが、9月の議会ごろにはこの件、ご報告いただけるものと日数的にも考えますけども、特別私が今質問したところまでの契約内容についてお話なかった理由等ありますか。

○議長（伊藤榮悦） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 再質問にお答え致します。

契約内容につきまして説明がなかったということでございますが、当初この土地の利活用につきましては、当初からこういう形で進めてまいりますということで、議会の方にも報告してあったとおりでございますので、完結した段階で報告ということで考えておりました。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 14番。

○14番（佐藤義久） 1点目は理解しました。

2点目の寄贈品についてでございますけれども、当然かと思われるようなご答弁でしたが、再確認ですけれども、松については財産でないという判断だということですが、そのとおりですね。

○議長（伊藤榮悦） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 再質問にお答え致します。

先ほどご説明しましたとおり、あくまでも飯田川庁舎敷地内にあるクロマツにつきましては、敷地は行政財産でございます。公有財産でございますから、それに従うものという従物という捉え方でございますから、厳密に財産であるかないかと申されますと財産という取り扱いになります。

○議長（伊藤榮悦） 14番。

○14番（佐藤義久） 今、財産という判断していただきました。県の方でもこの県の資料を見ますと財産台帳の中に立木、樹木ということで県庁舎建設以来、実際管理しております、価格はゼロ円のものもありますけれども、トータルで県庁周辺、庁舎周辺に78万3,000円ほど台帳に記載されていて、その都度書きかえられております、合計の本数が783本というような細かい財産目録になっております。こういうことをこれからやるという先ほどの答弁でしたけれども、速やかに進めていただきたいなと思います。

次に、このたびの調書の中になかったわけですが、財産調書の中になかったわけですが、財産として記載していない、評価していなかったということですが、財産規則の中にもありますように、対価をして価格掲載しておくべきであるというような条例に沿っていないことになりませんか。

○議長（伊藤榮悦） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 再質問にお答え致します。

旧町以前からでございますけれども、先ほど言いましたとおり、あくまでも行政財産に従ずるもの、従物という捉え方の中で、この潟上市の場合は管理しておりますので、当然、台帳管理、今の規則において台帳に載せるということであれば、先ほど言いました県もそうですし秋田市もいろいろと基準を設けながらマニュアルを持って、どこまでを財産台帳に載せるかということをしているようでございますので、うちの方としてもこの辺を検討しながら財産台帳として整理してまいりたいというふうに考えております。

○議長（伊藤榮悦） 14番。

○14番（佐藤義久） 9月議会において、県の寄贈のクロマツは飯田川から移植したと確認しておりますけれども、委員会の会議議事録に記載のないはずの事項だった。本会議場でクロマツ10万円と議事録をかざし、あたかも記載があると思わせる説明した事実はありましたが、私の間違いだったのでしょうか。記載はあったのですか。このことは副市長にご確認したいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 佐藤議員にお答え申し上げます。

9月の総務文教常任委員会の際に質問あったときに、確かに10万円程度の予算で執行されたという説明はしました。県の方では予算の範囲内ということで見積もりをとって、安い方で植栽工事を行うということで県の方では竣工写真も撮って対応されました

というふうな報告をしたつもりでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 14番。

○14番（佐藤義久） 議事録に記載がありましたかという確認をしております。

○議長（伊藤榮悦） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 佐藤議員にお答え申し上げます。

総務文教委員会の議事録については、私の方に手元には来ておりませんので、確認はしていません。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 14番。

○14番（佐藤義久） 議会休憩中でありましたけれども、副市長は議事録を掲げて、ここに記載してありますとはっきり言っていることは議場内のことです。議場内での発言です。議事録をかざして、10万円と書いてありますと。それが発端で私、戒告処分を受けたわけですけれども、議事録に記載がありましたか確認したいわけです。

○議長（伊藤榮悦） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 佐藤議員にお答え申し上げます。

先ほど答弁したとおりでございます。

○議長（伊藤榮悦） 14番。

○14番（佐藤義久） 議長、議事録確認していただきたいんですがね。議事録を確認していただきたいんですが。

○議長（伊藤榮悦） これは一般質問と……

○14番（佐藤義久） 発言が正しくないと思います。

○議長（伊藤榮悦） いや、一般質問と具体的に関係あつての質問でしょう、これは。だけれども実際は質問の中で関係ないんじゃないですか、この質問は。今の一般質問の中で。

○14番（佐藤義久） なぜですか。

○議長（伊藤榮悦） 議事録を確認してくださいということでしょう。今、副市長が答弁したとおりじゃないんですか。

○14番（佐藤義久） 私、議事録手元にありますけれども、ここに一切書いてありません。そのことを副市長は掲げて、ここに書いてありますと、このように10万円という

松の木10万円の対価をはっきり言うておりました。そのことがありましたかという、先ほど10万円ということを書いておられますということだから、私と合わないわけでしょう。議場の皆さんだっただけわかっていると思いますよ。

○議長（伊藤榮悦） 要するに、議事録を確認してほしいということですね。

○14番（佐藤義久） そうです。

○議長（伊藤榮悦） 暫時休憩します。

午前10時24分 休憩

午前10時33分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番。

○14番（佐藤義久） 議場の皆さんご理解いただいたと思うので、質問を変えます。

先ほど、飯田川のクロマツについては確認しておりますけども、業者が保管していたものが枯渇したということでしたから、それもそうかなと思います。ただ先ほどの総務部長の説明だと、財産云々は公共財産地内であるけれども記帳もされていないような話もありましたからなんですけど、自治法の238条の4の1項の規定の適用がある場合を除き、地方公共団体の財産は条例または議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、もしくは支払い財産として使用し、または適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けてはならないという法律もございます。この点に関して、自治法にも反してくるのではないかなと考えますが、この点についていかがですか。

○議長（伊藤榮悦） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 再質問にお答え致します。

先ほどから、幾度か申しておりますけれども、あくまでも財産の従物という捉え方の中で現在管理しております。ですから台帳上にはありませんし、結果的には飯田川庁舎、旧ですけども飯田川庁舎敷地内にあった従物が、今、本庁舎の敷地内の従物にかわったと、移動したということで解釈しております。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 14番。

○14番（佐藤義久） そうすると、飯田川から移植したのは市長の権限でできるんですけども、秋田県からもらったという標柱立てていること自体おかしくなってくるんで

す。もう一回。

○議長（伊藤榮悦） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 先ほどもちょっとお話しさせていただきましたけれども、県から寄贈いただいたのは植栽工事一式ということでございまして、松そのものはピンポイントでこの松を潟上市に寄贈するというものではございませんでした。実際問題として、こちらで用意した松に対して工事一式についての支払いを県から寄贈いただいた、そういう解釈でございます。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 14番。

○14番（佐藤義久） 総務部長、興奮しないように落ちついていますがけれども、あなたは最初に、県から来た松、業者で保管していた、それが枯渇したという説明しました。今、植栽一式含めてというものでした。委員会の話だと、枝ぶりが悪くて返品したというような話ぶりでありました。ちょっと話、落ち着くところに落ち着いてないと思いますけど、もう一回。

○議長（伊藤榮悦） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 再質問にお答え致します。

先ほど、冒頭ご説明の中で、私は県から寄贈いただいたものは植栽工事一式の費用であり、クロマツそのものについては県で選んだものではない、そういうふうにお話ししたと思います。ですからその解釈については変わりはありません。ですから県の寄贈については植栽工事そのもので県からの寄贈は完結しておりますので、この際、確かに松についてこちらの方で選んだ松でございますけれども、そこで今回、飯田川庁舎の敷地から持ってきた、そういう事案が発生したということでご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 14番。

○14番（佐藤義久） 飯田川から持ってきた松も判明したけれども、対価なくして譲渡してはならないという部分も疑問がありますけど、私の一点のわだかまりは消えましたので、あといいです。質問を終わります。

○議長（伊藤榮悦） これをもって14番佐藤義久議員の質問を終わります。

17番伊藤正吉議員の発言を許します。17番。

○17番（伊藤正吉） 一般質問の前ですけれども、先般の12月2日夜、飯田川下虻川神

明町地内の火災で被災されました方々に心よりお見舞い申し上げたいと思います。またそれに伴い、すぐに対策本部と避難所を設置され対応に当たった当局並びに職員の皆様には感謝の意を表したいと思います。

それでは、一般質問に入ります。

私からは、家庭教育の支援について、旧八郎潟ハイツ跡地の整備計画について、通学路等における防犯カメラの設置についての以上3件について質問致しますので、宜しくお願いします。

まず、1つ目の家庭教育の支援についてであります。核家族化や地域社会とのつながりの希薄化等を背景として、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうなど、家庭教育が困難な現状が指摘されております。

また、共働きや経済的問題などで家庭生活に余裕のない保護者への対応など、全ての家庭教育の自主性を尊重しつつ、学校、地域、企業など家庭を取り巻くさまざまな主体が連携、協議しながら、子どもたちが生涯をよりよく生きていくための基本的な生活習慣づくりを社会全体で支える取り組みを推進するための方策が必要と思われま

す。家庭教育は、あらゆる教育の出発点でもあります。教育基本法において保護者が子どもの教育について第一義的責任を有することと、国や地方公共団体は家庭教育をさらに支援するために必要な施策を講じるよう努めなければならないと規定されております。こうした観点から、本市における家庭教育の必要性と、またそのための施策をどのように考えているのかお伺い致します。

2つ目、旧八郎潟ハイツ跡地の整備計画についてであります。

9月補正で旧八郎潟ハイツ等解体工事費が予算可決し、今年度中には解体され、いよいよ来年度からは施設の整備に向け、設計及び関連業務について進められていることと思います。さきの議会報告会においても当事業についての質問もあり、市民の関心も日増しに高まってきております。また市町村未来づくり協働プログラム交付金も決定し、ある程度の事業計画等について決定していることと思います。

そこで、次の点について質問致します。

1つ目として、健康増進施設と防災備蓄庫及び附帯施設の具体的内容についてお伺い致します。

2つ目は、健康増進施設の管理運営はどのようにするのかお伺い致します。

3つ目は、今後の建設計画の内容についてお伺い致します。

4つ目は、防災備蓄庫は南秋地域も含めた広域の場合の体制は、どのようになるのかお伺いします。

5つ目、一連の事業計画のスケジュールはいつごろ決定するのか。

以上についてお伺いしたいと思います。

3つ目、通学路等における防犯カメラの設置についてであります。

昨今、小中学校通学路において誘拐や暴行事件、交通事故の報道を目に致します。これらの対応策の一つとして防犯カメラの設置があります。犯罪の抑止効果が高く、また事件、事故の解決への具体的証拠として、防犯カメラは安心・安全の社会づくりに不可欠なツールとなっているのではないのでしょうか。

近年、防犯カメラはさまざまな場所で普及しております。駅や道路、公園といった公共空間で防犯カメラが設置されております。防犯カメラを設置したからといって、100%の安全がもたらされるわけではないことは言うまでもありませんが、しかし防犯カメラを設置されていることにより、ひったくりや窃盗犯罪などの抑止とともに、発生時の犯人検挙への活用が期待されているところでもあります。また、通学路や公園に設置することによって、子どもを犯罪から守る効果も期待される場所でもあります。

については、市内の小中学校の通学路を中心に防犯カメラの設置促進を図るべきと考えますが、当局の見解をお伺いします。

また、国・県の補助金制度等がないものかもあわせてお伺いします。

○議長（伊藤榮悦） 当局より答弁を求めます。肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 私から、17番伊藤議員の一般質問の1つ目と3つ目についてお答え申し上げます。

1つ目の「家庭教育の支援について」お答えします。

潟上市では、第2次潟上市総合計画及び第2次潟上市生涯学習推進計画に基づき、家庭教育に関する施策として、公民館事業の中で家庭教育学級や講演会を実施しております。子育てや家庭教育に関する学習の機会や情報の提供に努めております。

家庭教育学級では、子育ての時期に必要な知識の習得及び母親等の情操面を豊かにするための講座を開催しながら仲間づくりにも努めております。また保護者が学級や講座へ参加しやすいように託児サービスを充実させた結果、参加者数は増加傾向にあります。参加者の中からは、次の世代に引き継いでほしいと託児サークルを立ち上げた団体もあり、講座の内容が活かされております。

また、子育てに関する悩みや心配事を気軽に相談できる社会教育指導員を各公民館に1名ずつ配置し、体制の充実に努めております。

公民館講座等については、生涯学習プログラムガイドを年度初めに全戸配布しているほか、市内の幼稚園、保育園、学校にチラシを配布し、市広報等で紹介し情報発信するなど、今後もさらなる学習機会の創出と情報の提供に努めてまいります。

このほか、市では本年度から子どもの学習支援事業を実施しております。これは生活困窮者自立支援法に規定する任意事業でございます。市内3中学校に在籍する生徒のうち、要保護、準要保護の低所得世帯の生徒に対し、学習の場と必要な居場所を提供するものであります。11月末現在の申込者数は、要保護9世帯のうち6人、準要保護は43世帯のうち14人となっており、合計20人の児童生徒が週2回のペースで学習に励んでおります。学習支援はNPO法人男鹿潟上南秋教育会館に委託し、中学校区ごとに実施しております。今後も学力向上のため支援してまいります。

また、学校教育においては、保護者や地域に対して学校と地域が一体となって、よりよい教育の実現を目指すとして、地域に支えられる学校づくりが求められているところでございます。

本市の各学校では、地域支援本部事業をはじめとして、いろいろな地域の方々がさまざまな教育活動にかかわっていただいております。子どもには多様な体験や経験の機会が増え、社会規範の意識化やコミュニケーション能力の向上につながっております。

また、地域コーディネーターの活動により、家庭、地域において子育てのネットワークがつけられ、子どもを守り育てようとする地域の意識が高まり、安心・安全な生活環境の形成への期待も高まっております。

伊藤議員もご指摘のとおり、核家族や地域社会とのつながりの希薄化による子育ての悩みや不安を抱えた保護者が孤立してしまうことが全国的な問題となっております。本市においても家庭教育における課題等を十分認識しながら、教育機関のみならず福祉や保健など、行政及び地域社会全体で支援する施策を継続的に展開してまいります。

3つ目でございますが、「通学路等における防犯カメラの設置について」お答えします。

公道及び繁華街における防犯カメラの設置に関しては、警察が主体的に進めている事業であります。今年度、本市では警察からの要請により秋田銀行大久保支店前の丁字

路において、市民の安心・安全を守るために設置を進めているところであります。

なお、現在のところ本事業に関連する補助事業等はございません。

また、通学路における防犯及び交通安全対策については、これまでも警察OBの方にスクールガードリーダーをお願いし、各校のスクールガードボランティアと連携しながら見守りに当たるなど、児童生徒の登下校時における安全・安心の確保に努めるとともに、人的配置による防犯対策に努めてきているところであります。

今後も、人的配置による防犯対策を強化しながら、これまで同様、教育委員会、警察、各関係機関と連携し、児童生徒の安全・安心を確保してまいりますので、今のところ防犯カメラの設置については考えておりません。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 17番伊藤正吉議員の一般質問の2つ目、「旧八郎潟ハイツ跡地の整備計画について」お答え申し上げます。

初めに、ご質問の1点目、「健康増進施設と防災備蓄庫及び附帯施設の具体的内容について」お答え致します。

これまで、行政報告及び全員協議会でご説明してまいりました事業コンセプトと施設概要をもとに基本設計を進め、現在、詰めの作業を行っているところでございます。

次に、2点目の「健康増進施設の管理運営方法」につきましては、指定管理者制度や健康増進等のソフト事業における部分的な業務委託など、さまざまな方法が現在検討されております。

次に、3点目の「今後の建設計画の内容」と、1つ飛ばして5点目の「一連の事業計画のスケジュールはいつごろ決定するのか」につきましては、関連がございますので一括してお答え申し上げます。

まず、現在進めております防災・健康拠点施設整備に係る設計業務及び旧八郎潟ハイツ解体工事並びにアスベスト除去工事につきましては、本年度内に終えることとして進めております。

また、防災・健康拠点施設整備における建築工事につきましては、平成29年度内の完成予定とし、平成30年度中に防災・健康拠点施設のオープンを目指しております。

なお、本事業はあきた未来づくり交付金事業であり、平成31年度までが事業の対象期間となっております。

最後に、4点目の「防災備蓄庫は南秋地域も含めた広域の場合の体制はどのようになるのか」についてお答え致します。

この防災・健康拠点施設整備事業において整備致します防災備蓄庫には、県の備蓄の分散化と致しまして、男鹿市、潟上市、南秋田郡の人口をカバーする県備蓄物資を移設することとしております。この備蓄物資につきましては、これまでどおり県の管轄において管理運用されることとなりますが、災害時において円滑な運用が可能となるよう、十分に県と協議して進めてまいりたいと考えております。

なお、本施設の整備事業につきましては、今後、基本設計における詰めの作業が整い次第、改めて市議会の皆様にご説明させていただき、その後、飯田川地区の自治会長や婦人会役員の皆さんなどからもご意見をいただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、宜しくお願い致します。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 17番、再質問ありますか。17番。

○17番（伊藤正吉） 1つ目の家庭教育の支援についてでございますけれども、保護者が子どものしつけなど教育することは当たり前のことですが、最近、親になりきれない保護者が増えてきております。子育てで苦勞している保護者が見受けられます。それが不登校とか児童虐待、いじめ、子どもの貧困などにも続いております。また保護者の多くが子育てに不安を持っていて、子育てに悩む家庭、子育てに関心の低い家庭など、全ての家庭力の向上を図る必要があると思います。

先ほど、教育長の答弁でさまざまな施策をやられて、それはそれで今後も進めていただきたいと思っております。特に幼少期からの家庭環境は、子どもの人格形成やその後の能力の発達に影響を及ぼすと思っております。これらの様々な保護者の支援が今必要とされておりますので、これには教育委員会だけではなく、先ほど答弁にもございますけれども、福祉担当や健康推進担当、子育て支援担当、それぞれの立場で家庭教育を支援していく必要があると思います。また、行政だけではなく地域や職場などトータルで支援が必要ではないでしょうか。

そこでですけれども、家庭教育の施策の一環として、最近、県や市の教育委員会において家庭教育支援条例というのが設置されているところもあります。ちょっとこれは通告にありませんでしたけれども、答弁なければそれでいいんですけれども、本市においても将来的にこの家庭教育支援条例の設置の考えはないか、それについてちょっとお伺

いしたいと思えますけれども。宜しく願います。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 社会がさまざまな変化を遂げている中で、いろいろな子どもが未来と夢を抱きながら頑張っているということに対しましては、大人の社会としてやはりしっかりとした方向性というものを持っていかなきゃならない、このようにも思っております。先ほどの家庭教育条例は他市町村にも出てきている、設置しているということのお話でございますが、国の文科省は政府の教育再生会議というものがございます。この中でつい最近の5日に行われた、今週ですが、そのときにこのことについては国でも最重要課題だということを言っております。そういう意味では非常に大きな問題であると、このように思っております。

そのことを踏まえて、国の教育再生実行会議等のこの後の議論とか、いろいろ深められていくものだとは思いますが、市としましても国の流れ、あるいは県の流れというものをしっかりと注視しながら、今後対応してまいりたいと、このように思っておりますので、今のところそういう流れを見ながら条例等というものに対して考えてまいりたいと、そのように考えています。

○議長（伊藤榮悦） 17番。

○17番（伊藤正吉） この家庭教育の支援については、国の方でも次の通常国会で、たしか法案として提出する予定だと思うんですけども、ぜひその際、それが通りましたら本市においてもこの家庭教育支援条例を前向きに進めていただきたいと思えます。

これについては以上で終わります。

次に、八郎潟ハイツ跡地の整備計画についてであります。

これについては、その事業について現在基本計画とか作業しているということでございますけれども、そろそろ八郎潟ハイツの跡地の検討については、大分前から、何年も前からなされているわけですが、これは例えばこの未来づくり協働プログラム交付金を申請するに当たっては、これらの具体的な事業内容とか事業計画については、申請の中にはこれ網羅されていなかったんでしょうか、まず、これ1つお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 17番伊藤議員にお答え申し上げます。

このことについては、かねてから市長の行政報告の中でも報告してありますとおり、

秋田県市町村未来づくり協働プログラムの提案した際にも、大まかなことは防災・健康拠点施設としてやるということはやっていますけれども、詳細については予算計上したときに説明したとおりで、現在基本設計の策定中でございます。この基本設計が策定した具体的な段階において議員の皆さんにお示ししたいということでございます。

○議長（伊藤榮悦） 17番。

○17番（伊藤正吉） 今後、基本設計ができ次第、議会の方にも提出しながら相談もするというところでございますけれども。

この運営方法についても、指定管理者にするか、いろいろ他の方法でやるかについても、先ほどの答弁ではまだこれからということですが、今年度中にあとはもう解体されますので、もう前向きに皆さん、待っている施設ですので、早目早目に議会と地域住民にも相談しながら進めていただきたいと思いますけれども、その点についてもう一度ご答弁をお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 17番伊藤議員の再々質問にお答え申し上げます。

現在、基本設計については納期が来年の3月になっております。その前にでき次第、議会の皆さんに速やかに協議会等も開催してお示ししていきたい、このように考えていますので宜しくお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 17番。

○17番（伊藤正吉） ただいまの副市長からご説明がありましたので、八郎潟ハイツの件についてはわかりました。

次に、通学路等における防犯カメラの設置についてお伺いします。

防犯カメラの設置については考えていらっしゃるということですが、子どものみならず市民の安心・安全のためには、この間、新聞にも秋田県警では50基、秋田市周辺等に設置するとありましたけれども、今後も県南、県北ということではありますが、やはりそういった県や県警とかいろんな待っているよりは、やはり最近この地区ではあまりそういった事件等はないんですけれども、いつ起こるかわからないものですので、やはり今後防犯カメラの設置等は計画的に設置していかれる方がよろしいかなと考えておりますけれども、防犯関係のもう一つの対策として、例えばテレビドラマで「三匹のおっさん」とかって、皆さん、ちょっとわからないかもしれないけれども、地域でやる防犯パトロール、地域にいろんな地域において防犯パトロールとかそういった協力隊を、

いろんな地域住民の協力を得ながらそういうやることも、こういった安心・安全の防犯につながるのではないかと思いますけれども、案ですけれども、もしこれ、ご答弁ありましたら当局の考え方宜しくをお願いします。

○議長（伊藤榮悦） ありますか。防犯カメラと関連してということですので。

肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） まず、防犯カメラを計画的には設置はできないかという、最初のご質問ですが、それに対して考えておりませんということで、実はご承知の先ほどのお話にありましたように、県警の方で50台、県内に設置する、今回は秋田市が多いということ、今月の新聞紙上に出ました。

この防犯カメラ50台というと、結構財源的に、あるいは運用管理で大変お金がかかるということがございます。その捉え方はいろいろあると思いますが、私どもはあくまで県警の方でいろんな形で各署を通しながら、行政、地域そういうふうなものを通しながら、この防犯カメラというものを設置してもらえるものと考えております。確かに捜査とかいろんな場合、事故が起きると活躍してくる。そこにあることによってプライバシーとか、あるいは安全が保障されるとか、そういうややもすると違った方向へ行くという場合もあるということなので、行政でやるということは非常に事故とかいろいろ考えると難しいのかなということを考えておりますので、そういう逆の安心感という意味で、あるいは財源等、維持管理、運用についても簡単にはいかないということを考えて、今のところ考えてないということでございます。

それから、先ほどのテレビで「三匹のおっさん」という話がありましたが、私ども行政には交通安全の指導隊あるいは防犯の指導隊、そしてまた地域からのスクールボランティア、スクールガード、こういうあらゆる形で子どもたちを見守りながら、毎日日々ボランティアで頑張っているということもあります。そういうことでは、そういう方々からいろいろやっているという意味で、改めてそういう組織的なものの考え方は今のところ持っていません。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 17番。

○17番（伊藤正吉） 確かに、防犯カメラは高いですね。調べたところによると1台10数万円くらいはするそうです。それで県とかでも市町村が防犯カメラ設置した場合、補助金等を出してくれる県もありますけれども、秋田県はそういった補助制度はないので

しょうか。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） この補助制度は、先ほどの最初の答弁でないということでお答えしております。

○議長（伊藤榮悦） 17番。

○17番（伊藤正吉） ちょっと聞き漏らしたことに對して、申しわけないです。

それでは、大体わかりましたので、これで質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（伊藤榮悦） これをもって17番伊藤正吉議員の質問を終わります。

暫時休憩致します。10分間、20分まで暫時休憩致します。

午前11時08分 休憩

.....  
午前11時20分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番菅原理恵子議員の発言を許します。12番。

○12番（菅原理恵子） お疲れさまでございます。また、傍聴席の皆様は早朝よりお疲れさまでございます。最後の一般質問者となりました。どうか最後までおつき合ください。

通告文に従いまして、一般質問をさせていただきます。私からは、大きく3点について伺います。

1つ目、安心お届け事業について。

男鹿市、大館市に引き続き、秋田市子ども未来部子ども健康課に厚労省が平成30年、全国展開を目指していることもあり、「秋田市版ネウボラ」が本年10月に開設致しました。ネウボラが立ち上がった主なものとして、少子化対策と産前産後の見直しが理由だそうです。妊娠・出産・育児に関するさまざまなニーズに対し、必要な情報提供を行っている中で、産前産後の家事援助、沐浴等の支援相談があり、その際は「ふれあいさん派遣事業」を紹介しているとのこと。窓口が明確になったことで、相談件数も増えたそうです。

これは秋田市社会福祉協議会の事業の一つで、キャッチフレーズとして「あなたの暮らしに安心をお届けします」と掲げ、「みんなの福祉をみんなの手で」、全戸会員、会

費制の一環として行う事業で、平成12年から事業を開始しており、退院直後でひとり暮らしのため食事の準備や掃除ができない。一時的に体調が悪く、通院に付き添ってほしい。病気、けがで買い物に行けない。産後間もないので、沐浴、家事等を手伝ってほしい。入院中だが、必要な買い物や洗濯をしてほしい。病気やけが、産前産後などの家事援助や骨折など、介護保険対象外で介護が必要な世帯に短期間・単発で生活支援をするために、ふれあいさんを派遣するというものです。平成12年度より導入以来、利用者数は着実に増えており、平成27年度実績は、沐浴75件を含む家事援助1,506件の支援があったそうです。

約10人に1人が「産後うつ」を経験。深刻化すれば虐待や育児放棄につながったり、自殺を招くケースもあり、不調の兆しを早期に見つけ、行政の相談窓口など適切なケアにつなげることが狙いで、2017年度から厚労省は「産後うつ」健診費を助成することになりました。適切な窓口と支援策の重要性がうかがわれます。本市でも一時的に日常生活を営むのに何らかの支障を来し、援助が必要な世帯に手を差し伸ばすことにより、市民が安心して暮らせる支援策が必要不可欠と思いますが、いかがでしょうか、ご所見をお伺い致します。

大きな2点目、「ジュニア救命士」について。

命の大切さや救命法の重要性を幼少期から根づかせようと、心臓マッサージのやり方やAEDの使い方を学んだ小学生を「ジュニア救命士」として認定している自治体があります。このたび大館市でも、心肺蘇生法の技術などを学び、命の大切さの関心を高めてもらおうことが狙いで、小学生を対象にした「ジュニア救命士」を育てる取り組みが始まりました。一般的に消防署の職員が講師となっております。通常、119番から救急車到着までの所要時間は全国平均で8.2分、県内では6.6分と聞いておりますが、経過時間とともに、蘇生率は著しく低下しています。心肺停止の多くは自宅で発生するケースが多く、処置が1分おくれることに生存率が10%ずつ下がると言われています。そのため、その場に居合せた人による心臓マッサージなど、迅速な手当が大切になります。全国の自治体の中には、中学生以上を対象にAEDを活用した救命講習会を行っているところもありますが、国の要綱改正により救命講習の対象年齢が引き下げられ、小学校でも救命講習が可能となりました。

小学校の救命講習では、簡易的な心臓蘇生訓練用キットを使い、心臓マッサージやAEDなどの応急手当の方法を学習するのが一般的と言われております。こうした救命講習

を受講していれば、万が一のときに役に立つのではないのでしょうか。「突然倒れたお父さんを子どもさんが助けたという話を聞いて、自分も勇気を出して実行したいと思いました」、「人が目の前で倒れたら、まずは大きな声を出して助けを呼びたいです。AEDはスイッチを入れるだけで、音声で次にやることを教えてくれるので、とても簡単にできました」と救命講習を受講した小学生の声が上がっているとのこと。

心臓突然死による死者は、全国で年間約6万人にも上ります。その場に居合わせた人の適切な救命活動により救える命があります。目の前で倒れた人の命を救う救命法を幼少期から学ぶことは、大変重要なことではないかと思えます。山形県村山市では全国で最も早く平成22年度からこのような制度を取り入れ、小学校6年生に心肺蘇生法やAEDの操作方法などを講習させています。世界一の救命都市と言われているアメリカのシアトル市では救命率30%以上で、ここでは幼稚園児から救命講習がなされていると言われています。日本の救命率は5%と言われております。小学生からこうした救命講習を受けることの重要性について、ご所見をお伺い致します。

大きな3点目、学校施設整備について。

児童生徒が安心して安全に学校生活を送れるように、随時計画的に学校整備をしており、大規模改修が着実になされていることに感謝申し上げます。

学校施設は、非常災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要です。近年の大規模地震では、天井材の落下など、「非構造部材」の被害も発生しています。非構造部材による被害には、頭上等への落下や転倒による直接的な人的被害、避難経路の通行阻害等の2次災害があります。よって、天井・壁・ガラスなど、高所で面積が大きく重量があるものや、破損時に鋭利になるものは、落下等により生命に危険を及ぼす可能性があります。文部科学省では、平成22年3月に「地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために～学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック～」を作成し、取り組みを支援してきました。大震災以降新たに施行されたつり天井の脱落防止の告示等を踏まえ、ガイドブックを改定し、点検の考え方を明確にしました。

また、学校施設を取り巻く環境は建物に限らず、周辺からのさまざまなものも影響を及ぼします。例えば、アオコ大繁殖で川が往々にして悪臭を帯びています。これは周辺住民の生活に悪影響を与えているばかりでなく、大豊小の一部教室では真夏の一番厳しい時期にアオコの悪臭で窓を閉め、扇風機対応しているとのこと。これは本年度に限ら

ず、数年前からこうした環境の中で授業を余儀なくされてきました。「潟上市教育大綱」の中に学びのセーフティネットと構築があり、学校施設の老朽化対策を推進し、子どもが生き生きと学べる学習環境と伸び伸びと生活できる生活環境を整え、安全・安心教育環境の確保と掲げております。

そのことを踏まえてお伺い致します。

大きな1つ目、非構造部材について。

①地震時に非構造部材が備えるべき性能として、安全性・機能維持性・修復性が挙げられていることから、改修計画について。

②学校設置者が責任を持って点検を行うとともに、学校や専門家と連携した体制づくりの必要性について。

2点目、学習環境の整備について。

①アオコの悪臭発生で、扇風機授業を行っている学習環境の対策や児童生徒に対する対応策がないものかお伺い致します。

以上、大きく3点にわたって壇上から質問とさせていただきます。ご答弁等宜しくお願ひ致します。

○議長（伊藤榮悦） 当局より答弁を求めます。藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 12番菅原理恵子議員の一般質問の1つ目「安心お届け事業について」お答え致します。

本市では、安心して子どもを産み育てやすいように、不妊・不育治療費助成事業や出産後の赤ちゃんと母親を対象とした家庭訪問、子ども一時預かり事業等により切れ目のない支援を展開しており、現在、ワンストップの「潟上版ネウボラ」として子育て世代包括支援センターの開設に向けて検討を重ねているところであります。

子育て世代包括支援センターの開設に当たっては、組織機構の整備や専任の人材確保等が課題となっており、一定の準備期間が必要であると考えております。

ご質問にあります産前の家事援護や産後間もない沐浴サービス等につきましては、秋田市社会福祉協議会が事業主体となっておりますが、「潟上版ネウボラ」を立ち上げる過程では、より安心して子どもを産み育てやすい環境にすべく、本市に見合った形態を模索してまいりたいと考えております。

また、国が平成29年度から開始予定の「産後うつ予防健診費助成」につきましては、国・県からの交付要綱等が発出されておらず、支給要件等の詳細が確定した後、実施に

向けて検討してまいります。

市民が安心して子どもを産み育てやすく暮らしやすい支援の検討を重ね、子どもを産んでよかったと思える環境づくりを今後も目指してまいりたいと考えております。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 質問の2つ目「「ジュニア救命士」について」お答え致します。

まずは、本市における救急救命に係る講習会の実施状況についてお知らせ致します。本市内小中学校では平成26年からの3年間、中学校では1中学校で1回、小学校でも1小学校で1回であります。講習内容につきましては、けが等に応じた応急手当や救助方法、簡易キットを使っての心肺蘇生法やAEDの使用方法など、講習時間は45分から2時間程度で実施されております。

中学校では、実践的な内容となりますが、小学校では高学年を対象に応急手当の必要性や、必要な場面を想定したAEDでの操作体験を行っています。児童には、救急の場での行動の仕方や、ふだんあちこちで目にする「AED」の使い方を知ったことで救命意識の向上が見られました。早期からの救急及び救命への実践力と意識を高めていくことで、自他の「命」のありようについて、心と体の成長につれ、深く考えて生きることにもつながるものと考えます。

ここ数年間の講習会の実施率は低いのですが、今後も児童生徒の救急救命への意識が一層高まるよう、学校、教育委員会、関係機関で連携を図ってまいりたいと思っております。

次に、3つ目「学校施設整備について」お答え致します。

近年の東日本大震災や熊本地震など、大規模な災害発生などにより、避難場所の活用として学校施設に求められる役割は年々大きくなっているものと思います。

このようなことから、国でも、菅原議員もご説明された「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」を作成し、点検の種類・方法を示すなど、学校施設の機能強化を推進しているところでございます。

これを踏まえ、市でも耐震改修や大規模改修とともに、非構造部材の改修としての事業を実施しております。

ご質問の1点目「非構造部材について」、①「地震時に非構造部材が備えるべき性能として、安全性・機能維持性・修復性が挙げられることから、改修計画について」の質問ですが、天井脱落による大規模な被害が指摘されていたつり天井の改修を、平成27年、

昨年ですが、天王南中学校の柔剣道場と、羽城中学校の視聴覚ホール、武道場について行っております。これによりまして、市内の小中学校のつり天井は全て解消されております。このほか、大規模改修事業で天井や照明などの改修を順次行い、安全性及び機能の維持向上を図っております。

今後も建築後20年以上経過している天王南中学校と大豊小学校の大規模改修により非構造部材の点検・調査を行い、安全性の確保に努めることを予定しております。

次に、②の「学校設置者が責任を持って点検を行うとともに、学校や専門家と連携した体制づくりの必要性について」は、これまでも学校では校長、教頭を筆頭に毎日の点検を実施しております。教育委員会では、それらの把握に努めているところでございます。

また、学校施設は特殊建築物であるため、建築基準法第12条で定められている1級建築士による定期報告に係る調査を2年に1回実施しております。

ご指摘のとおり、学校施設は適切な維持管理が求められており、市、学校、専門家による連携はまことに重要であると考えておりますので、今後も引き続き情報の共有を図りつつ、連携の強化を模索したいと考えております。

今後、6月の建築基準法改正により、定期報告の項目が防火設備やダムウェーターなども求められており、重大な災害や事故を未然に防ぐことを目的に、ご質問の非構造部材のほか、これら各設備の状況を的確に把握し、学校運営に努めてまいりたいと、このように思っております。

次に、ご質問の2点目「学習環境の整備について」は、学校現場へ確認したところ、アオコの悪臭については風向きによってにおいがする場合があります、その際は議員ご指摘の対応をとっているとのことでした。

また、悪臭によって授業に支障を来したといった事実はないということでした。アオコの悪臭対策については、平成30年度実施の大豊小学校大規模改修事業の課題とさせていただきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 12番、再質問ありますか。12番。

○12番（菅原理恵子） ありがとうございます。

1番の安心をお届けする事業という形で、これは先月の14日なんですけれども、秋田市版ネウボラが立ち上がったということで、県内の公明党議員有志でちょっとネウボラ

を視察に行つてまいりました。その際に、ネウボラに相談に来た方で沐浴とか家事援助が必要な方は、そのふれあいさんによる派遣事業を紹介していますということだったんですけれども、ご答弁いただいたのを本当に申しわけないんですけれども、子育て支援についての重点的に答弁いただいたんですけれども、このふれあいさん事業というのは文面にも書かせていただきましたけれども、介護が必要で、介護保険を使っていなくても介護が必要な方というのは、事例を通して言いますと、秋田市でもあったそうなんですけれども、転んで両手首が骨折した、そのときにひとり暮らしなので、何もできません。そのときに、このふれあいさん事業で家事援助をお願いしますということで派遣したというような事例もあります。それと、入院したんですけれども、洗濯をする人が誰もいないので、洗濯をしてほしいということで、このふれあいさん事業というのは子育て事業だけじゃなくて、全般的に皆さんに対しての事業をいかがですかという意味で質問させていただきましたが、再度ご答弁お願い致します。

○議長（伊藤榮悦） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 12番菅原議員の再質問にお答えを致します。

先ほどのご質問にあります秋田市の社会福祉協議会での事業でございますが、これは全戸の方から会費を徴収して日常生活支援の事業を進めているものようでございます。

秋田市と本市では、人口や社会福祉協議会の事業規模といたしますか、そういったものが異なることから、社会福祉協議会としての実現は非常に難しいというふうに考えておりますけれども、今、厚労省でも進めておりますネウボラ、いわゆる子育て世代包括支援センターの設置ということで厚労省では進めております。ということで、私、ネウボラを子育て世代包括支援センターということでお答えしてございました。その際には、センターを設置する際には、サービスが可能な限り事業を模索してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 12番。

○12番（菅原理恵子） それこそ、潟上版ネウボラはことしの3月に一般質問をして取り上げて、それでこれから進めていくという形でうれしい報告をいただいております。その際についての子育て支援でやっていくということは、もう重々わかったんですが、ただ先ほども申し上げましたように、ネウボラだけじゃなくて、安心をお届けするというのは、介護保険適用者じゃなくても介護を必要とする、その家事援助が必要だという方

に対しての支援をどうしますか。それで、社会福祉協議会では無理なのだという形での答弁は、そこまではわかったんですけども、その方に対してのネウボラ以外ではどのように対応していきますか、再度お聞き致します。

○議長（伊藤榮悦） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 12番菅原議員の再質問にお答え致します。

この支援センターの設置ということでございますが、設置に当たりましては、医療機関とか児童相談所、子育て支援機関との支援体制の構築が大事であり、スムーズに業務が行えるよう、組織機構の整備が必要であると考えてございます。

そして、また人員確保、例えば保健師さんであるとか、助産師さんであるとか、看護師さん、ソーシャルワーカーなどの人員確保が多くの課題でありまして、これらの課題をクリアして、なるべく早い機会に利用者の方々のご期待に沿えるよう開設したいと考えてございます。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 12番。

○12番（菅原理恵子） 一応、理解したという形で、1番目は終わらせていただきます。

2番目のジュニア救命士について。

1小学校、1中学校で1回実施しているとの答弁でございましたけれども、どこの小中でやっているのか、お知らせしていただきたいと思えます。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 実施している学校については、天王中学校2年生、それから28年、今年はお戸小学校6年生が対象に行っております。

○議長（伊藤榮悦） 12番。

○12番（菅原理恵子） 27年度に天王中学校が2年生1回やって、28年度がお戸小の何年生ですか、1回やったということですね。6年生がやったという形ですね、それでAEDも活用しているということで、一応ジュニア救命士という形で講習はなさっているんだなという思いでおります。

ただ、大館市の例を取り上げますと、大館市は夏休みに合わせまして、約2時間の講習会が開催されました。それで、受講した17人、小学校4年生から6年生ということで、すごいと思うんですけども、君の努力が命を救うという、記した名刺サイズの認定証を渡したということなんです。君の努力が命を救う、それをもらっただけで、児童から

は私たちにも人の命が守れるということがわかった、学んだことをいざというときには活かしたいなどとの声が寄せられているそうなんです。この受講した方に、大館じゃないんですけども、名刺サイズのそういう受講証というものを差し上げたら、またその喜び、またその命の大切さというものを1人の人から口づてに伝わって行って、命の大切さがまたそこで学ぶことができるんじゃないかと思うんですけども、この受講証というものについてお考えでしょうか、その点についてお伺い致します。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 受講証ということですが、これについては把握しておりません。講習はしますが、それぞれの、何ていうか、覚えの受講証は把握はしていないんですが、でもなかなかメモをとったり、小学生はノートにとるわけです。その中で救える命とか、いろいろやっていますので、そういう意味では進んでいるんだろうと。別な機会とか、いろんなスポ少とか、そういう研修のときは、また別な角度でやっているものもございます。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 12番。

○12番（菅原理恵子） 受講証は考えていないという形の答弁をいただいたんですけども、その思い出づくりといえは申しわけないんですけども、やはりそれがあることによって、ああ、あのときそれで学んだんだよなという、そういうことも必要じゃないかと思うんです。それで、1小学校、1中学校ずつ、年度別にこうやっていらっしゃるんですけども、来年度もそういう形なのでしょうか、それともやはり大館市みたいな形で夏休みとか、そういう休みの期間を利用して集って、そういう受講というものを考えていけば、ある程度満遍なく、同じく小中学校に行き渡ることができると思うんですけども、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 来年度もというお話ですが、まずは小学生については、国もおろしてきたと、先ほどのお話では他国のお話もありました。幼児からというお話もありましたが、まずは小学生の体格といえますか、私もつい先だって、AEDの中に入っているポンプの部分を実際に体験しました。かなりの肋骨が折れる寸前ぐらいの強さ、1分間に100回ぐらいのひとりではやれないということもありまして、小学校にそれを取り組むかということは、もう少し検討していく材料かなということをおもっていますが、

できるだけカリキュラムがとれれば、中学校を含めていろいろしながら進めなければいけないだろうと思いますが、このカリキュラムの見直しが逆に他の授業を止める場合もあるんですね。ですからしっかりとしたスタートの前期でこういうことを計画に入れないと、突然となかなかやるということは、非常に学校側としても計画的には、保護者、子どもたちへのPRとかいろいろ必要になってきますので、そこら辺も十分勉強しながら進めていかなければならないだろうと、このように思っておりますので、来年度の取り組みについては、この後の連携をしながら、伝えながら、確認して進めてまいりたいと思っております。

○議長（伊藤榮悦） 12番。

○12番（菅原理恵子） AED、体力的にもというお話しいただきましたけれども、AEDって小学校4年生から6年生という形でやっているところがほとんどでありました。一応、これは参考という形で。

AEDは、それこそ体力が必要かもわからないんですけれども、心臓突然死というのは学校など、どこでも誰にでも起こり得ることです。それで、その場面に出くわしたら、勇気を持って習ったことを実践してほしいと、救急救命士の講師を務めた方がおっしゃっております。でも、それこそ心肺蘇生法というか、それに関しては、体力とか、そうじゃなくてAEDがどこにでもある状態ではないので、心肺蘇生は小学校4年生以上、全員が学んでいただきたいなという思いでおりますけれども、その点について、再度ご説明をお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 大事な命ですので、常識のある部分としては、学校の教育の中で取り入れて進めているということでございます。そしてまた、子どもたちの普段の救急というそのものに対しては、AEDそのものについては既にご承知なわけですが、なかなか実際にはそれを分解してあたるということは難しいところもありますが、でも例えば理学療法士、この前、その答弁もしましたが、この方が全部外して中身をしっかりと教えているということで、そういうものも今後の取り組みに入れれば幸いかなということをおっしゃっているところでは。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 12番。

○12番（菅原理恵子） そうですね、それこそさっきも言いましたけれども、これは要

望として、1 中学、1 小学校に限らず、やはり区別なく、参加者を集っての講習会をやっていていただきたいなという思いであります。この点について宜しくお願い致します。これは要望ですので、結構です。

大きな3点目に移らせていただきます。

1番目の①、つり天井は全部改修したということで安心しております。照明とかについては、大豊小学校も含まれておりますけれども、年次計画を立てて、これは改修していただくというような答弁でしたので、これについてはわかりました。

2番目も、本当に基準というのは、点検基準というのはいろいろと定められており、毎日点検を実施している。それで、1級建築士さんというのも文言に出てきましたので、それで2年に1回ぐらい対応しているということでしたよね、確か。それをやっているということでしたので、この点についても、連携した体制づくりがきちんとなされているのだなという思いもしましたので、この点について了解致しました。

それで、大きな2点の学習環境の整備についてなんですけれども、最後に風向きによって悪臭がする。確かに、風向きによって悪臭はなされますけれども、これは重大な問題だと思うんです。今まで本当によく数年間、扇風機1つで授業をしてきたなという思いであります。潟上市教育大綱の中に、子どもが生き生きと学べる学習環境と伸び伸びと生活できる生活環境を整え、安全・安心教育環境の確保と掲げている以上、やはり早急にそのアオコ対策と、アオコを取り除ければ、対策はこれでいいのかもわからないんですけれども、ここ何年間という問題でありますので、早急にアオコを取り除くことはできないと思います。やはり生き生きと学べる学習環境ということで、扇風機対応に対しての配慮というのは、やはりいち早くエアコンを設置するなりなんなりしていただきたいと思いますが、その点についてお聞き致します。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 授業のことですが、先ほども申し上げましたが、悪臭によって授業に支障を来すということは、今のところなかったというのは学校のお話です。それから、エアコンのお話ですが、なかなかこれは難しいということと、財源というものもありますが、やはり子どもたちの中には温度差によって、風に弱いというんですか、アレルギーっていうんですか、そういう子どもも中に、大人もおりますが、そういう体質の子どもも中にいるということもありますし、また逆に子どもたちは自然と共生するというんですか、こういう強い健全な育成の方向という見方をした場合

に、エアコンによって環境がすぐできるかとかということを考えると、やはり子どもは自然の中で、自然に育って、自然と共生して元気に大人になっていくということが私はむしろいいのかなと思っております。そういうことでは、ぜひともそのエアコンの設置については、今のところ、そのための方向性というのは考えておりませんので、宜しくご理解のほどお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 12番。

○12番（菅原理恵子） 学校からは、そういう報告はなかったということでしたが、何年か、数年前から本当に私、子どもから、その保護者から、そういうことは言われてきたんです、ずっと。ですから、その点はやはり学校じゃなく、保護者の声もよく聞く必要があるかなと思います。

教育長おっしゃるように、本当に自然というのは大切だと思います。自然環境の中で、本当にすがすがしく勉強できればいいんですけども、猛暑の中、扇風機対応での学習環境というのは、やはり考えられない時代に入っていると思います。各家庭、エアコンのない家庭はないと思います、ほとんど。その中で、風が云々じゃなく、そういう方は風が当たらないところに移動すればいいことであって、やはりそのエアコンによっての環境づくりというのを私いち早くやるべきだと思いますが、この点について再度お伺い致します。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 先ほども申し上げましたが、学校からは影響を受けていない。何回かはあるということは聞いています。しかし、授業に差し支えがあるかということ、そうではない。やはりご承知のとおり、アオコはその年の、何ていうんですか、夏場の暑いときに出るわけですが、堆積している窒素、リンですか、これらが数年前から確かに堆積してきておりますし、来年、再来年とどうなるかわからないんですが、自然の条件下の中で堆積していくと同時に、アオコも増えるものだと思います。その状況というものがさらに対策があるかどうかというものも全体的に、総合的なところを県とか、いろいろ見ながら進めていくものだと思います。ピンポイントにすぐにエアコンというところについては、今のところ考えていませんが、川際というんですか、窓のある方は閉めています。逆の廊下、結構開放的な学校でございますので、窓を開けてあります。という意味では、授業に支障が今のところないことから、風も入る、その日に

よっては、風によっては、臭いが入ってくるということはあるというのは、年に1、2、3回ぐらいだそうです。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 12番。

○12番（菅原理恵子） 最後に、確認を込めて、先ほど教育長、平成30年度に大規模改修を考えておると大豊小学校について、そのときに合わせてエアコンを設置するとかということは可能でしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 今のところ考えておりません。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 今、アオコ対策については教育長も答弁したとおりでありますが、そもそもアオコの発生というのは、八郎湖から溯上してくるものだと思います。それをアオコをもう撲滅するためには、県も一生懸命、我々もやっているんですが、なかなか遅々として進まないのが現状ですので、アオコ対策の撲滅はもちろんでありますが、今言う対応策については、やはりご父兄の意見もあるし、学校側の今の対応も、実情も教育長が言うとおりで、やはりもう一回精査、研究が必要で、もう一回その対応というものを考えてみたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 12番。

○12番（菅原理恵子） 市長、ありがとうございます。

やはり前向きに対応を考えていただければと思います。

以上をもって私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊藤榮悦） これをもって12番菅原理恵子議員の質問を終わります。

これで、一般質問は全て終了しました。

お諮りします。委員会審査等のため、12月10日から19日までの10日間、本会議を休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認め、12月10日から19日までの10日間、本会議を休会することに決定しました。

本日の日程は、これで全部終了しました。

よって、本日はこれで散会します。

なお、12月20日、火曜日、午後1時30分より本会議を再開しますので、ご参集願います。

また、12月12日、月曜日、午前10時より予算特別委員会を開催しますので、ご参集願います。

どうもご苦労様でした。

---

午後 0時03分 散会

